

## 令和2年国勢調査 新型コロナウイルス感染症に関する対応に伴う変更について

### 1 法令上の手続

#### (1) 実施計画の変更

令和元年10月に総務大臣の承認を受けた実施計画については、調査期間\*及び公表予定期日を変更した上で、統計法第11条に基づき所要の手続を行う。

※調査期間は9月14日～10月20日とし、1か月延長を希望した市区町村名をただし書きで追記する

#### (2) 調査期間の延長に関する告示

既定の調査期間では調査の実施が困難であり、調査期間（調査票の回収期間）の延長を希望する市区町村については、上記(1)による実施計画の変更に加え、国勢調査令第11条の2の規定に基づき告示を行う。

### 2 地方公共団体に対する依頼事項

#### (1) 指導員・調査員事務打合せ会の設営・運営

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避するため、指導員・調査員説明会の設営・運営に関して、地方公共団体へ依頼

#### ア 会議時間の短縮

総務省統計局において次の措置を講ずることを踏まえ、会議は、調査書類・用品の配布、重点事項の説明などに絞り、短時間（30分未満を目途とする）での開催とするなど地域の実情を考慮した形で会議時間を設定すること

- ① 自宅学習用として『令和2年国勢調査説明用DVD』を全ての指導員及び調査員に配布
- ② 調査員学習用コールセンターを開設

#### イ 間隔を空けた座席配置

会場の設営に関して、1度に会場に収容する人数を可能な限り少なくし、会議を複数回に分けて開催することや、面積の大きい会場を確保することなどによって、座席を相互に一定の間隔（2m以上を目安とする）を空けて配置すること

#### ウ 換気の実施

- ・会場内は、常時又は定期的に換気を行うこと
- ・空調がない場合でも常時、出入り口を開けるなどし、十分な換気を行うこと

## (2) 保健衛生用品

調査員の感染防止を徹底し、安心して調査活動に従事できるよう、市区町村に対し、マスク、携帯用の手指消毒液などの保健衛生用品の購入に係る経費を措置し、調査員への費用の給付又は用品の支給を依頼

## (3) 調査の継続・管理体制

調査を介した新型コロナウイルス感染症の感染を防止するために、指導員及び調査員が徹底した感染防止策を講じる必要があるほか、調査員等が感染者又は濃厚接触者となった場合の連絡体制及び対応方法など、調査の継続・管理体制を事前に整備するように地方公共団体へ依頼

## 3 調査員の確保

新型コロナウイルス感染症の国内流行及び緊急事態宣言の発出により、全国で外出自粛が要請され、調査員募集の主たる依頼先である自治会・町内会では、住民を集めた会合開催などによる募集活動が行えない事態が全国各地で発生している。これらの状況を踏まえ、総務省統計局では、以下の対応策を提示

### (1) 名簿提出時期の後ろ倒し

調査員名簿の国への提出期限を任命期間に応じて延長し、地方公共団体における期限についても柔軟な対応をあわせて要請

※ 7月 27 日としていた国への調査員名簿の提出期限を 3 週間程度延長

### (2) 任命期間の柔軟化

調査期間、審査期間の延長に伴い、指導員及び調査員の任命期間について、延長期間を含めた期間を新たに設定

## 4 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた調査書類の作成

### (1) 調査員のしごとの要点を作成

調査員向けに配布する調査書類として『調査員のしごと』と『調査の手引』のほか、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた『調査員のしごとの要点』を別途作成

調査活動中の調査員の健康管理など調査活動に当たっての心得のほか、毎日の検温結果や訪問世帯の記録などを記載するとともに、従来の調査方法との変更点を中心に要点を取りまとめたものを配布

### (2) 『新型コロナウイルス感染症対策世帯周知用リーフレット』を作成

世帯に配布する調査書類として、非接触の調査方法で実施していることへの理解、インターネットでの回答をお願いする内容を記載しているほか、地方公共団体からのお知らせも追記できるような版下を作成

## 5 調査期間（調査票の回収期間）、審査期間の延長を踏まえた変更

### (1) 調査期間（調査票の回収期間）の延長を踏まえた対応

#### ア 世帯照会用コールセンターの延長

10月31日（土）までとしていた世帯照会用のコールセンターの設置期間を11月30日（月）までとする。

#### イ インターネット回答期間

インターネット回答期限については、調査期間を1か月延長した場合、11月20日までとする。なお、世帯がインターネット回答する場合は、延長の有無に関わらず、これまでどおり9月14日～10月7日までの間で回答をお願いする。

#### ウ 郵送提出期間

世帯が郵送提出する場合は、これまでどおり10月1日～10月7日までの間で提出をお願いする。他方で調査期間終了後の提出も一定数あることから、受付をする民間事業者のサポート体制を12月28日までとする。

### (2) 審査期間の延長を踏まえた対応

#### ア 要計表の作成に伴う変更

非接触の調査方法の導入により、調査票の配布時に世帯から男女別の世帯人員を確認することが難しく、『調査世帯一覧』を作成することが困難となる。

このため、男女別の世帯員数を調査票から『調査世帯一覧』に転記又は調査票と『調査世帯一覧』の記入内容の整合を確認し、その上で要計表を作成することとする。

これに伴い、提出に当たっては、非接触の調査方法の導入の有無に関わらず、要計表の先行提出を取りやめ、調査票と同時提出とする。

#### イ 提出時期の変更

調査期間、審査期間の延長に伴い、調査票の提出期限の見直しを行う。

## 6 令和2年国勢調査事後調査

国勢調査事後調査は、今回の新型コロナウイルス感染症に関する対応を踏まえ、実施しないこととする。